

9月2日 軍向

規制対象に米軍施設

土地利用法 候補、新たに180カ所

政府は11日、防衛施設設の周辺や国境の離島をなじ安全保障上重要な施

対象とする土地利用規制

法について、規制対象の候補地として新たに180カ所を土地等利用状況審議会に示した。防衛省市ケ谷庁舎（東京都）など人口密集地の防衛施設のほか、米軍施設が初めて選ばれた。沖縄の米軍基地は含まれなかつた。すでに219カ所が指定済みで、今回が第3弾。昨年9月に施行された同法は重要施設の周辺約1キロ、国境離島を「注視区域」に指定。政府は土地の利用状況を調べ、施設の機能を損ねる行為に罰則つきの命令などができる。さらに「特別注視区域」に指定されると売買の際などに事前届け出が義務づけられる。

今回の候補地には広島薬庫（広島県）や板付飛行場（福岡県）など、米軍の6施設が含まれた。また、防衛省市ケ谷庁舎のほか、自衛隊の練馬（東京都）や伊丹（兵庫県）の各駐屯地など指揮命令の機能がある12カ所は注視区域とされた。内閣府担当者によると「経済的・社会的影響をかんがみて特別注視でなく注視区域とした」という。

（後藤泰夫）